

茂原市公式 Facebook 運用に関する指針

（適用）

- 1 この指針は、茂原市ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインに基づき、Facebook を使って情報発信をする際に適用する。

（目的）

- 2 茂原市公式 Facebook ページにおいて、市政などに関する情報を広く、速やかに発信することにより、市政に関心を高めていただくとともに、市内外に対し、茂原市のイメージアップを図ることを目的とする。

（運用体制）

- 3 「茂原市公式 Facebook」の運用責任者（以下「運用責任者」という。）は、秘書広報課長とする。
- 4 「茂原市公式 Facebook」の情報発信（以下「情報発信」という。）に係る業務責任者（以下「業務責任者」という。）は、秘書広報課 広報広聴係長とする。
- 5 情報発信に係る業務を行う者（以下「運用者」という。）は、広報広聴係員とする。
- 6 情報発信は、秘書広報課に設置してある端末機を利用して行う。ただし、通常勤務時間外はその限りではない。

（なりすましへの対応）

- 7 運用責任者は、茂原市公式ウェブサイト上に「茂原市公式 Facebook」ページを掲載することで、なりすましではないことを証明する。なりすましを発見した場合は、ウェブサイト等において情報を発信し、なりすましページが存在することへの注意喚起を行う。

（情報発信）

- 8 運用者は、市からのお知らせや市内のイベント情報などを選別し、画像などを添付してわかりやすい言葉遣いで、閲覧者に親しみを持たれる情報発信を行う。
- 9 情報発信する内容は、運用責任者の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものは、Facebook の特性や即時性を考慮し、業務責任者の判断で情報を発信することができる。
 - （1）既に一般に周知されている事項について、再度、正しい情報として発信する場合
 - （2）ニュースリリースされた情報を発信する場合
 - （3）イベント等の現況・結果などについて情報発信する場合
 - （4）法令等で定められている内容を情報発信する場合
- 10 基本的人権やプライバシー、肖像権などに十分配慮するとともに、誹謗中傷や単なる噂話、わいせつな内容など公序良俗に反するものを発信してはならない。
- 11 1日の投稿回数は3回までを基本とする。ただし、災害発生などの緊急時においては、この限りではない。

（アカウント登録）

- 12 アカウント登録にあたり、使用するパスワードは、運用責任者が別に定める。
- 13 登録するメールアドレスは、秘書広報課「kouhou@city.mobara.chiba.jp」のアドレスとする。

（コメント機能）

- 14 「茂原市公式 Facebook」へのコメント等には、原則として返信しないこととし、個別には対応しない。なお、質問や意見などに対しては、必要に応じて回答し、担当部署などを紹介する。

（「いいね！」機能）

- 15 「茂原市公式 Facebook」は、発信した情報に対していただいたコメントに対し、「いいね！」機能を使用することができる。

（「シェア」機能）

- 16 「茂原市公式 Facebook」は、他者が発信している情報を共有して掲載する「シェア」機能を使用することができる。

（その他）

- 17 「茂原市公式 Facebook」において、運用責任者が運用規定にそぐわないと判断した場合は、予告なく投稿やコメントを修正または削除し、アカウントをブロックすることができる。

平成 27 年 3 月
茂原市秘書広報課